

かなれ会計 ニュースレター5月号

令和6年度税制改正大綱（定額減税）について

令和6年度の税制改正大綱が公表され、この中で、令和6年分所得税について、定額減税制度が示されました。定額減税は、以前導入されていた定率減税と異なり、給与所得者であれば源泉徴収義務者である事業者が源泉所得税から控除する形式で行われる予定で、その源泉徴収も6月分のものから行うとされています。

令和6年2月5日には、国税庁ウェブサイト「令和6年分所得税の定額減税Q & A」が公表されました。今回は、これらの中から重要な部分をピックアップして紹介していきます。

まず、定額減税の概要として、控除の対象者は令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人となっています。

したがって、定額減税の対象となる所得税は、「令和6年分所得税」であるが、個人住民税からの控除もあるため、令和6年度分の個人住民税も対象となります。

国税分としての定額減税額は、次の(1)(2)の金額の合計額ですが、その合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- (1) 本人（居住者に限る。）30,000円
- (2) 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限る。）1人につき30,000円

(注) 「令和6年分の所得税額」とは、令和6年分所得税につき、所得税法の規定等により、所得控除税率および税額控除を適用して算出した所得税の額で、復興特別所得税の額は含まれない。ただし、年末調整を除く給与等に係る源泉徴収税額からの控除に当たっては、所得税および復興特別所得税が一体として納税されていることも踏まえ、その合計額から定額減税額を控除することになります。

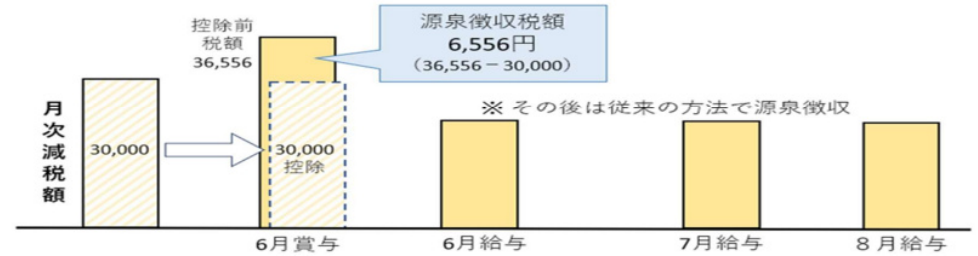
この定額減税ですが、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）については、その主たる給与の支払者のもとで、毎月の給与等（賞与も含む）から生ずる源泉徴収税額から控除されるのがポイントとなります。

具体的には、次のとおり定額減税額の控除が行われます。

●月次減税...令和6年6月1日以後、最初に支払を受ける給与等（賞与を含む）に係る源泉徴収税額からの控除（令和6年6月1日において主たる給与の支払を受ける人が対象）

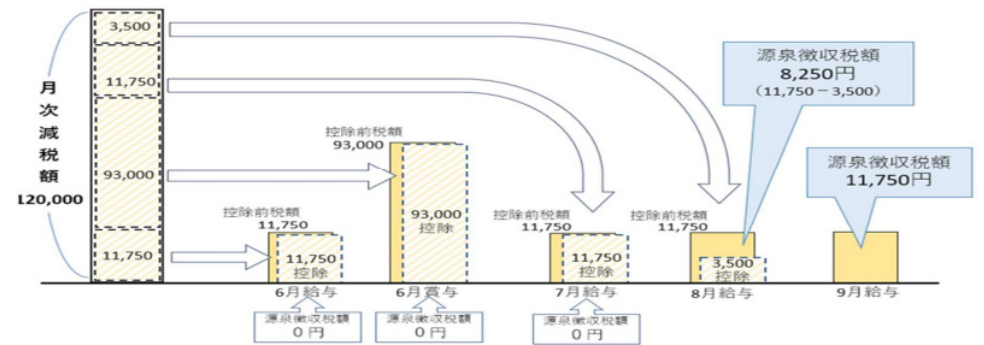
源泉徴収すべき所得税および復興特別所得税の合計額（控除前税額）から月次減税額を控除します。

◀ 6月最初に支払う賞与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例 ▶



なお、控除しきれない部分の金額については、以後令和6年中に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除する。

◀ 6月最初に支払う給与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例 ▶

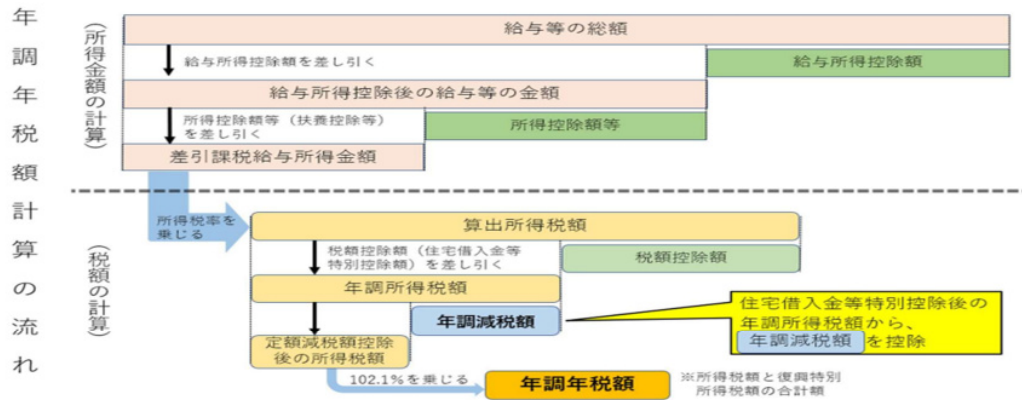


- (注1) 月次減税により控除した後の金額をもって、その給与につき源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額とみなされます。
- (注2) 月次減税額は、令和6年6月1日以後最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書や「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づき計算します。令和6年6月1日以後の最初の給与等の支払日以後に、その定額減税額の計算の基となった同一生計配偶者等の数に異動が生じて、月次減税額は変わりません。
- (注3) 月次減税額の控除については、以下の人についても、主たる給与の支払者のもとで控除を受けることになります。
 - ・ 令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超えるため年末調整を受けないことになると見込まれる人
 - ・ 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超えるため定額減税の適用を受けない見込まれる人

●年調減税...年末調整時における年調所得税額からの控除

年末調整の際には、年調減税として、年末調整時における年調所得税額から控除する。

具体的には、年末調整の対象者で、かつ、令和6年中に支払の確定した給与等を基に年末調整により計算した年調所得税額がある人は、その年調所得税額から年調減税額を控除します。なお、年調所得税額から年調減税額を控除した後の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。



- (注1) 年末調整の過不足額の精算におけるその年中の源泉徴収税額は、各月(日々)の控除前税額から月次減税額を控除した残額の合計額ということになります。
- (注2) 年調減税額は、年末調整時までに提出された扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書及び「年末調整に係る申告書」の記載内容に基づき、それぞれ計算します。

※国税庁ウェブサイト参照

[令和6年分所得税の定額減税Q & A](#)

給与所得者以外の公的年金等の受給者や事業所得や不動産所得を有する者などは、別のやり方で定額減税が実施されます。

このように、定額減税制度は令和6年分のみのものでありますが、特に給与所得者については、その作業が大変煩雑なため、早い段階から準備しておくことが肝要です。

令和6年分所得税の定額減税Q & A (一部抜粋)

[Q] 定額減税の適用には所得制限があるとのことですが、合計所得金額が1,805万円を超える人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるのですか。

[A] 合計所得金額が1,805万円を超える人であっても、主たる給与の支払者のもとでは、令和6年6月以後の各月(日々)において、給与等に係る控除前税額から行う控除(月次減税)の適用を受けることになります。一方、合計所得金額が1,805万円を超える人については、年末調整の際に年調所得税額から行う控除(年調減税)の適用が受けられませんので、年末調整の際にそれまで控除した額の精算を行うこととなりますが、主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象となりませんので、その人は確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。(注) 年末調整の際に年調減税の適用を受けない人は、主たる給与の支払者からの給与収入は2,000万円を超えないが、その他の所得があるために合計所得金額が1,805万円を超える人になります。(例: 給与収入が1,900万(給与所得1,705万円)で、不動産所得が200万円である人)

[Q] 給与所得者が、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるか受けないかを、自分で選択することはできますか。

[A] 令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)については、一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。

[Q] 2か所から給与の支払を受けている人の従たる給与(乙欄適用給与)に係る源泉徴収税額について定額減税の適用を受けるには、どうしたらいいですか。

[A] 定額減税額は、主たる給与の支払者のもとでのみ控除されることになっていて、従たる給与の支払者のもとで控除されることはありません。したがって、定額減税額のうち主たる給与の支払者のもとで控除しきれなかった金額がある場合には、確定申告の際に、主たる給与と従たる給与(給与所得以外の申告をする必要のある所得がある場合には、その所得を含みます。)を合わせたところで計算される年の所得税額との間で、控除しきれなかった金額を精算することとなります。(注「従たる給与(乙欄適用給与)」とは、扶養控除等申告書を提出していない人に支払う給与等をいいます。